小値賀町議会第三回臨時会は、平成十六年十一月十二日午後一時三十分、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員　十二名

一番　加山雅徳
二番　土川重佳
三番　小辻隆治郎
四番　浦英明
五番　末永一朗
六番　松永勇治
七番　岩坪義光
八番　伊藤忠之
九番　横山弘蔵
十番　立石隆教
十一番　黒崎政美
十二番　近藤一輝

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	山田憲道
助役	三浦清敏
収入役	神川清
総務課長	大黒泰三
水産商工課長	筒井英敏

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長	升水裕司
議会事務局書記	松永清美

五、議　事　日　程

小値賀町議会第三回臨時会

平成十六年十一月十二日（金曜日）　　午後一時三十分　　開　会

第　一　　会議録署名議員指名（　伊藤忠之議員　・　横山弘蔵議員　）

第　二　　会　期　決　定

第　三　　議案第六九号　工事請負契約の締結について（野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事）

第　四　　発議第一六号　郵政事業の民営化に反対する意見書案

午後一時三十分開会

議長（近藤一輝）　みなさん、こんにちは。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十六年小値賀町議会第三回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、八番・伊藤忠之議員、九番・横山弘蔵議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第六十九号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長（筒井英敏）　議案六十九号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

去る十一月十日、野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事の入札を行い、門田建設株式会社が落札し、入札記載金額に消費税を加算した金額一億二千六百万円で契約いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五号、並びに小値賀町の議会に付

水産商工課長

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。
本工事の概要につきましては、予め着色した平面図を配布いたしておりますので、ご覧下さい。
ご承知のとおり、本工事は、三カ年事業で平成十四年度に突堤・堤体工に係る方塊・被覆ブロックの製作をし、平成十五年度は、基礎工三十メートル、堤体上部工二十メートルを施工、今年度は基礎工十五メートル、堤体上部工二十メートルを施工するものでございます。
なお、本件に係る工期は、平成十六年三月末を予定いたしております。
以上、提案理由をご説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　松永議員
先ほど、工事のあれが十六年三月と言われたですけど、これは間違いですね。
それとですね、本工事は県補助金と過疎対策事業債を合わせて一億三千九百二十二万五千円の財源が措置されているようでございます。今、現計でですね。この工事費の決定によりまして、それに変更があるのか、ないのか、お尋ねします。

議長（近藤一輝）　水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　お答えします。
失礼しました。工期を提案理由の方で、十六年三月末と申し上げましたけども、十七年度末にご訂正をお願いいたします。
それと、過疎債等々の変更の件でございますけども、これの入札によりまして、勿論、県の方に変更の協議を上げますので変更になるかとは存じます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

八番（伊藤忠之）　伊藤議員
先ほどの担当課長の話で、三カ年事業計画ということでありまして、まあ当分今年度で終わりだと思いますけども、十四年度から始まりました三カ年での事業費の総額はどのくらいになっておりますでしょうか。

議長（近藤一輝）　水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　お答えいたします。
三カ年の総事業費ですけども、三億七千百万円に現在のところなります。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
四番（浦　英明）　漁業権につきましては、この漁業権の喪失ということで同意はとっておられるのでしょうか。
それと、地元、特に前方地区は、今、磯はありませんけども、海藻の漁業権の権利がありますので、そういったところの説明はされておるんですか、お尋ねします。
議長（近藤一輝）　水産商工課長
水産商工課長（筒井英敏）　お答えいたします。
権利関係の喪失につきましては、事業にかかる前に、漁協の総会において決議をいただいております。
それから、勿論、決議をいただいておりますので、海藻等々のことは発生いたしませんけども、事業の着工にかかる前には、前方地区内の小発動の方にはいついつから事業にかかりますということで連絡等々は差し上げております。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第六十九号、工事請負契約の締結についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

浦　議員

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第六十九号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第四、発議第十六号、郵政事業の民営化に反対する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

十一番（黒崎政美）　提案理由を申し上げます。

黒崎議員

郵政事業は、全国二四，七〇〇の郵便局ネットワークを通じ、国民生活に最も身近な機関として国民に広く公平なサービスを提供してきた。

全国均一の料金で、郵便をはじめ、郵便貯金の預け払い、年金の受け取り、国庫金の受け払い、簡易保険の取り扱いなど、都市部と地方とのサービス格差も生じることなく、地域住民の立場に立ったサービスを展開してきている。

政府は、平成十五年四月一日「日本郵政公社」を発足し、民営化の準備を図っているが、民営化が行われると、競争原理に基づき、収益向上の採算性を重視した事業が行われるようになるのは必至と思われる。

したがって、都市部、地方を問わず不採算地域においては、郵便局の廃止や縮小、各種料金の値上げも想定され、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことになる。

以上のことから、郵政事業は、現在の国営で三事業を一体化した経営形態が最善であると考えます。

よって、政府におかれては、郵政事業は現在の国営の公社形態を堅持し、国民の日常生活に必要不可欠な郵政三事業を現行のままで引き続き堅持するよう、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長（近藤一輝）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

七番（岩坪義光）　私は、郵政事業の民営化に反対する意見書案に賛成する者であります。

岩坪 議員

郵政事業は、国民生活に最も身近な国営の機関として、都市部と地方とのサービス格差もなく、国民に広く公平なサービスを提供している。

また、地域住民の交流、安心、情報の場として活用され、生活の安定と福祉の増進に大いに寄与している。

このような中、競争原理に基づいた郵政事業の民営化が行われた場合は、我が町のような過疎地域においては、収益向上の採算性を重視する結果、郵便局の廃止、縮小や各種料金の値上げも予想され、町民生活に大きな影響を及ぼすことになる。

社会資本の整備は未だ十分とは言えず、郵便貯金、簡易保険の資金がその原資となって、社会資本整備にこれからも活用できるものであります。

そのためには、郵政事業が現在の国営で、しかも三事業一体の経営形態を維持することは重要であります。

よって、本意見書案に賛成いたします。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、発議第十六号、郵政事業の民営化に反対する意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、発議第十六号、郵政事業の民営化に反対する意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・衆議院議長・参議院議長へそれぞれ送付することにいたします。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十六年小値賀町議会第三回臨時会を閉会します。

―午後　一時四十三分　閉会―